

令和4年度施行
設計書（公示用）

役務名 地方道路等整備事業 3・4・6 15新琴似・屯田通（新
琴似6番通～新琴似12条北1号線間）事業損失防止調査

札幌市建設局土木部

令和4年3月単価適用

地方道路等整備事業 3・4・615新琴似・屯田通(新琴似6番通～新琴似12条北1号線間)事業損失防止調査

役務名

役 務 説 明

1 役務の概要

本調査は、「令和3年度施工 防災・安全交付金事業 3・4・615新琴似・屯田通(新琴似6番通屯田3条17号線間)道路改良工事が環境に与える影響を検証するため、下記の環境調査を実施するものである。

- ・ 建物調査 事後調査：7棟、事後調査(屋外のみ)：5棟

2 履行場所

札幌市北区新琴似12条11丁目ほか

3 履行期間

契約締結日から令和4年9月6日までとする。

4 図面

別添のとおり(1枚)

5 仕様書等

札幌市土木設計業務共通仕様書、「事業損失防止調査要領(別途配布)」、及び特記仕様書による。

なお、役務の実施に際して、疑義及び定めのない事項が発生した場合は、監督員と協議のうえ決定するものとする。

6 着手

受託者は、本役務を実施するにあたり、役務着手前に役務内容の詳細について本市と十分協議し、次の書類を提出するものとする。

- (1) 着手届
- (2) 役務日程表(役務履行計画書)
- (3) 主任技術者指定通知書及び経歴書

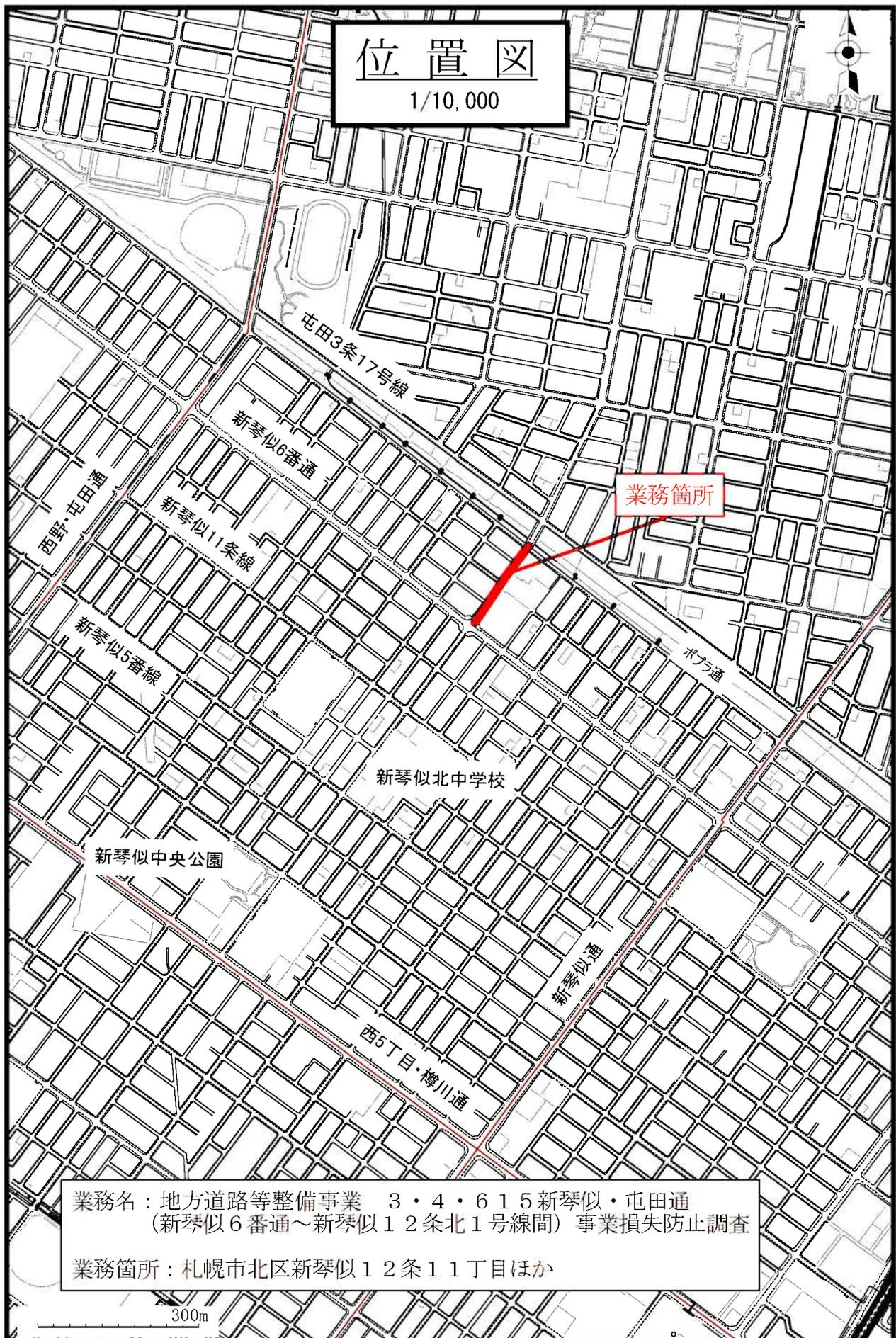
7 完了

受託者は、本役務の完了後、速やかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 完了届
- (2) 仕様書等に定める書類

位置図

1/10,000



業務箇所

業務名：地方道路等整備事業 3・4・6 15新琴似・屯田通
(新琴似6番通～新琴似12条北1号線間) 事業損失防止調査

業務箇所：札幌市北区新琴似12条11丁目ほか

300m

新琴似11条11丁目

新琴似12条11丁目

新琴似11条中3号線交点
SP=674.54
新琴似宅造11号線交点
SP=675.44

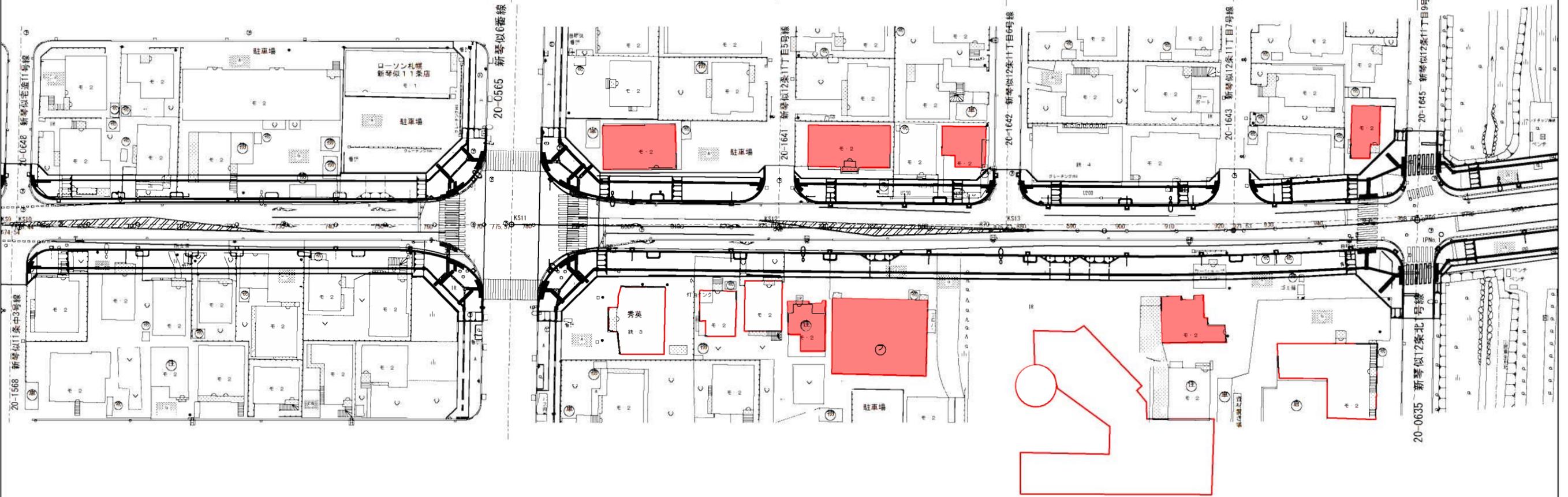
新琴似6番線交点
SP=775.57

新琴似12条11丁目5号線交点
SP=829.61

新琴似12条11丁目6号線交点
SP=875.63

新琴似12条11丁目7号線交点
SP=921.63

新琴似12条北1号線交点
新琴似12条11丁目9号線交点
SP=958.81



新琴似11条10丁目

新琴似12条10丁目

	事後調査（屋外・屋内）	7軒
	事後調査（屋外）	5軒

特記仕様書

(1) 一般事項

- ① 受託者は、この契約による業務を処理するに当って個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。
- ② 受託者は、すべての関係者と日程を調整したのち、調査実施計画書を提出すること。
- ③ 第1回打合せ及び成果品の納入時は主任技術者が立会うものとする。
- ④ 報告書のまとめ方については監督員の指示によるものとし、提出部数はA4版製本1部、電子データ2部とする。

(2) 建物調査

① 調査対象家屋

令和3年度工事の影響範囲として考えられる家屋を対象として平面図に示す。

- ・ 木造建物 A (70～130㎡) ～ 事後調査 2棟 (屋内・屋外)
- ・ 木造建物 A (130～200㎡) ～ 事後調査 1棟 (屋内・屋外)、1棟 (屋外のみ)
- ・ 木造建物 A (200～300㎡) ～ 事後調査 2棟 (屋内・屋外)、1棟 (屋外のみ)
- ・ 木造建物 A (600～1000㎡) ～ 事後調査 1棟 (屋外のみ)
- ・ 非木造建物 イ (200～400㎡) ～ 事後調査 1棟 (屋内・屋外)、1棟 (屋外のみ)
- ・ 非木造建物 イ (2000～3000㎡) ～ 事後調査 1棟 (屋外のみ)
- ・ 非木造建物 ハ (200～400㎡) ～ 事後調査 1棟 (屋内・屋外)

② 調査方法及び項目

- a) 所有者（居住者）の立会いを原則とする。調査、立会いの同意が得られない場合は、その理由を付して本市職員に報告し、指示を受けること。
- b) 建物調査員は補償コンサルタント登録規定（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第3条第1号に規定する補償業務の管理を掌る責任者の者として事業損失防止部門に登録を行っている者、又は、発注者がこれと同等の知識及び能力を有すると認めた者とする。
- c) 調査時は2名以上で行動し、服装・言動については所有者等の心証を害することのないよう注意すること。
- d) 調査項目は視察調査・平面調査・傾斜調査・土台高測定・亀裂調査・写真撮影・スケッチ等とし、工事との因果関係が把握できるように資料を作成すること。

